

甲府市地方就職支援金交付要綱

令和6年6月1日

企第4号

(趣旨)

第1 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）の規定により、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）して、山梨県内の企業に就職し、かつ、本市に移住する者に対し、予算の範囲内で甲府市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、神奈川県及び東京都をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (3) 移住 東京圏（条件不利地域を除く。）から本市に1年以上継続して居住する意思を有して転入し、市内に生活の本拠を置くことをいう。

(交付金額)

第3 地方就職支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 就職活動として実施された個別の採用面接又は採用試験のための往復交通費（1回分限り。以下「交通費」という。）の2分の1とし、上限額を3,890円とする。ただし、就職先の企業から面接等に要した交通費（以下「企業負担交通費」という。）の支給がある場合は、往復交通費から企業負担交通費を控除した額の2分の1とする。
- (2) 移住に係る経費（以下「移転費」という。）とし、上限額を66,000円とする。

0円とする。

- 2 前項第1号の地方就職支援金の算定については、山梨県職員旅費条例（昭和32年11月1日条例第56号）及び山梨県職員旅費支給規則（昭和33年4月3日規則第7号）に基づくものとする。

（交付回数）

- 第4 交通費及び移転費それぞれ1人1回を限度とする。

（対象者要件）

- 第5 申請時において、次に掲げる全ての要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学等を卒業等する年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業等していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

- (イ) 大学等を卒業等する年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していたこと又は在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 甲府市に移住したこと。ただし、交通費については、山梨県に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

- (イ) 地方就職支援金の申請時において、大学等の卒業等から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。なお山梨県の年度当初予算における地域未来交付金の第1回交付決定前であったことにより、卒業等してから1年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から次に示す日数、申請を可能とする。

当該年度の4月1日から、卒業等してから1年となる日又は就業開始日から1年となる日のいずれか早い方までの日数

- (ウ) 甲府市に地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業等後に次号の就業に関する要件を満たす企業に就職し、移住予定日から1年以上、甲府市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に前号アの要件を満たす大学等を卒業等してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は卒業等してから1年以内に就職する見込みであること。

(イ) 原則、勤務地が山梨県内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(カ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

(イ) 甲府市（甲府市から通勤が可能な地域）を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に交通費を申請する場合は、同項（ア）、（イ）及び（ウ）の

条件に該当する採用予定であること。

(交付の申請)

第6 地方就職支援金の交付を受けようとする者は、地方就職支援金の交付を受けようとする年度の1月15日(当日が甲府市の休日を定める条例(平成元年3月条例第13号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日)までに、甲府市地方就職支援金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 移住元に関する書類

ア 大学等を卒業等する年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業等していること又は在学中(卒業見込み)であることが分かる書類(卒業証明書又は在学証明書、卒業見込証明書等)

イ 大学等を卒業等する年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していたこと又は在住していることが分かる書類(住民票の除票又は住民票又は住居の賃貸借契約書及び光熱水費の請求書等居住実態が確認できるもの)

(2) 就職活動等に関する書類

ア 就業証明書(第2号様式)(大学等を卒業等した後に申請する場合)

イ 内定証明書(第3号様式)(大学等の在学中に交通費を申請する場合)

ウ 交通費の領収書(交通費を申請する場合)

エ 移転費の領収書(移転費を申請する場合)

オ 甲府市(甲府市から通勤が可能な地域)を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料(募集要項、雇用契約書等)

(3) その他

ア 本人確認書類の写し(顔写真付き身分証明書は1点、顔写真がない身分証明書は2点とする)

イ 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

ウ 市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに甲府市地方就職支援金交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合は、速やかに甲府市地方就職支援金不交付決定通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知する。

(地方就職支援金の交付)

第8 交付決定を行った申請者に対しては、原則として申請があった日から3か月以内に地方就職支援金の交付を行うものとする。

(報告等)

第9 市長は、必要があると認めるときは、申請者その他の関係者に対し報告を求め、又は職員を派遣して関係書類等を調査させることができる。

(地方就職支援金の返還)

第10 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地方就職支援金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 申請者が虚偽その他不正な行為により地方就職支援金の交付決定を受けた場合や居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に要件を満たす内定企業へ就業しなかった場合
- (3) 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く)
- (4) 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞めた場合(ただし、退職日から3か月以内に第5の第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)
- (5) 転入日から1年以内に本市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、第5の就業に関する要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に本市から転出した場合
- (6) 第9の規定に基づく報告等に応じない場合

2 市長は、前項の場合において、地方就職支援金の交付を受けた者に対して、返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等の場合であって、市長がやむを得ない事由があるものとして認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により交付決定を取り消す場合及び地方就職支援金の返還を命ずる場合は、甲府市地方就職支援金交付決定取消通知書兼返還請求書(第6号様式)により、期限を定めて返還を請求するものとする。

(遅延損害金)

第11 市長は、地方就職支援金の返還を命ぜられた者が、これを期限までに納付しなかったときは、その未納付額につき民法(明治29年法律第89号)第419条第1項本文に規定する率の割合で計算した遅延損害金を請求できるものとする。

(交付決定の辞退等)

第12 交付決定者が地方就職支援金の交付を辞退しようとするときは、速やかに甲府市地方就職支援金辞退届（第7号様式）により、市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、当該交付決定を取り消し、甲府市地方就職支援金交付決定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき地方就職支援金の交付決定を受けた者における第9及び第10の規定の適用については、同日以後においても、なお効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。